

令和 3 年 2 月

第 9 回

会 議 議 事 録

議 長 松澤 正久

署名委員 山崎 豊

署名委員 茅野 和廣

川 口 市 農 業 委 員 会 事 務 局						
会長	会長職務代理者	事務局長	事務局次長	農地係長	主任	係
令和 3年2月25日 供覧の上、公開してよいか伺い ます。			合 議			
			農政課長	農政係長	農業振興係長	農業委員会事務局 主任

第9回川口市農業委員会会議議事録

1 川口市農業委員会告示第11号

下記について付議するため、2月24日（水）午前10時00分、市役所第一本庁舎5階503・504中会議室に、第9回川口市農業委員会会議を招集する。

川口市農業委員会
会長 松澤正久

記

第1号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号議案	租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について
第3号議案	生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について
第4号議案	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

2 出席農業委員

会長 松澤 正久	2番 山崎 豊	3番 茅野 和廣	4番 伊藤 勝博
5番 中村 浩幸	6番 高山 豊江	8番 加藤 吉江	9番 小櫃 敏文
10番 中山 正二			

3 出席委員の調整

新型コロナウイルス感染症拡大のリスク軽減を図るため、議長は、出席委員の調整を行い、会長職務代理者 山岡 孝委員、1番 中田 晋一委員、7番 早船 輝明委員を自宅待機とした。

4 出席推進委員

細田 敏雄 船津 新一

5 出席職員

事務局長 渡辺 裕 農地係長 嶋田 健一 書記 松本 愛夢

6 開会

午前10時00分、松澤会長は議長席に着席し、委員の過半数の出席により会議が適法に成立した旨を告げ、開会を宣言した。

7 議事録署名委員

議長は、議事録署名委員を慣例により議長から指名してよいか諮ったところ全員異議なく、2番 山崎 豊委員、3番 茅野 和廣委員を指名した。

8 農地法第4・5条届出総括表及び報告事項の内容について

(1) 議長は、届出総括表及び報告事項の内容について事務局に説明を求めた。

- (2) 事務局は、届出に係る専決処理事項について届出書及び添付書類を審査し、すべての要件が満たされており、適法であったので専決した旨を説明し、報告事項1から報告事項6について「資料1」により逐次説明し、全員これを了承した。

9 議案の上程

(1) 申請の総括

- 1) 事務局は、申請総括表についてその内容と上程理由を説明した。

(2) 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

- 1) 議長は、第1号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件は、栃木県矢板市の男性から、東本郷2丁目の男性への所有権移転ということで申請がございました。

申請地は、東中学校から北に500mほどの市街化区域の農地で、1筆、280㎡でございます。

本件は、現在、申請地に隣接する農地を所有している譲受人が、経営規模の拡大及び農業の効率化を図るため、申請地を取得するものでございます。

それでは本件について、審査基準に適合するか否か事務局で調査した結果をご説明申し上げます。

まず、譲受人が権利取得後に、今回取得する農地を含めて全ての農地において効率的に耕作されるかという点については、農機具の保有状況及び本人から聴取した結果、現在所有している農地は全て耕作されており、申請地ではネギ、ヤツガシラ等の野菜を栽培するということであり、取得後も全ての農地について効率的に耕作を行うと認められることから該当しません。

次に、農地所有適格法人及びその他の法人が権利を取得しようとする場合に関する審査については、本件は個人の権利取得ですので、該当しません。

信託の引受により権利を取得しようとする場合に関する審査については、譲受人は、農業協同組合や農地中間管理機構ではなく、個人ですので、該当しません。

権利を取得するものが、取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかについては、現在、譲受人、その妻、子の3人で、延べ年間750日従事し、申請地以外の農地では、ネギ、ヤツガシラ等の野菜を栽培していることから、基幹的な農作業に常時従事していると認められ、取得後も農作業に常時従事すると認められるので該当しません。

権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が30アールに達しているかについては、申請人の世帯では申請地を含めて4,092.29㎡を耕作することになるため、30アールに達しないとは認められないので該当しません。

所有権以外の権限で耕作している者がその土地を貸し付け、又は質入しようとする場合の審査ですが、申請地について、借入人等は存在しませんでしたので、該当しません。

権利を取得しようとするものが取得後に行う耕作等が農地の位置、規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用に支障が生ずる恐れがあると認められる場合に該当するかという点については、現地調査及び聞き取り調査をしたところ、支障はないものと考えられます。

以上、従事状況及び耕作状況の調査結果から、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると思われますので、ご審議の程よろしくお願い申し上げます。」

- 3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

- 4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「ただいま事務局の申し上げたことに相違ありません。

申請地は、湧き水もあり、川口の農業遺産として残すべき場所ではないかと感じました。

今後、同じ新郷地区の農業者として、申請人には精力的に農業を続けていただきたいと願っております。

ご審議の程よろしくお願いたします。」

- 5) 議長は第1号議案について諮ったところ、全員異議なく許可と決定した。

(3) 第2号議案 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の認定について

1) 議長は、第2号議案を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「本件の申請人は専業農家を営んでおり、ツツジ、モミジ等の植木を栽培しております。

申請人の自宅は、戸塚北小学校から南東に450mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南西に150mほどの所に位置した1筆、1,007㎡でございます。

申請人は、34歳の頃から10年以上農作業に従事しており、現在の年間従事日数は300日であり、母の300日と併せて世帯で600日でございます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「ただいま、事務局から説明があったとおりでございます。

先般、事務局と申請人に会いまして、現地を確認し、お話を伺いました。

申請人の年齢、申請地が住宅に囲まれている現状等から、当初は、終身営農となる納税猶予の適用に不安を感じましたが、申請人は納税猶予制度を理解しており、また、意欲も十分伝わりましたので、問題ないと感じました。」

5) 議長は第2号議案について諮ったところ、全員異議なく認定した。

(4) 第3号議案 生産緑地法第10条の生産緑地の買取りの申出に係る「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の認定について

1) 議長は、第3号議案No.1を上程し、事務局に説明を求めた。

2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.1は、安行原の男性から申請がございました。

申請人の自宅は、安行小学校から南東に800mほどの所に位置しており、申請地は自宅から北西に250mほどの所に位置した1筆、869㎡でございます。

買取事由発生人は、55歳の頃から年間300日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、2年ほど前に両上腕二頭筋腱断裂を患ってからは、徐々に容体が悪くなり、農業に従事することができなくなりました。

申請人の世帯では、申請地を含む1,120.95㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、その妻の2人で、ネギ、コマツナ、ブロッコリー等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程お願いいたします。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「事務局とみどり課職員とともに、先日現地確認とお話を伺ってまいりました。

ただいまの事務局の説明どおり、主たる従事者であることを確認しましたので、ご審議の程よろしくお願いいたします。」

5) 議長は第3号議案No.1について諮ったところ、全員異議なく認定した。

6) 議長は、第3号議案No.2を上程し、事務局に説明を求めた。

7) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。

「No.2は、安行領家の男性から申請がございました。

申請人の自宅は、慈林小学校から北東に600mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南西に200mほどの所に位置した1筆、296㎡でございます。

買取事由発生人は、16歳の頃から年間330日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、令和2年1月6日に83歳でお亡くなりになりました。

買取事由発生人は申請人の父で、申請地を含む1,158㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、申請人の母の2人で、ネギ、ハクサイ等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が死亡したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、すべての生産緑地について買取申出をすることとなりました。

以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程お願いいたします。」

- 8) 議長は地区担当委員に意見を求めた。
- 9) 地区担当委員は、次のように述べた。
「事務局職員及びみどり課職員と申請者の自宅に訪問し、お話を伺いました。
ただいま事務局から説明があったとおりでございます。
また、併せて申請地を確認し、きれいな状態であることを確認いたしました。
何ら問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく願いいたします。」
- 10) 議長は第3号議案No.2について諮ったところ、全員異議なく認定した。
- 11) 議長は、第3号議案No.3を上程し、事務局に説明を求めた。
- 12) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。
「No.3は、安行領家の男性から申請がございました。
申請人の自宅は、安行中学校から北に400mほどの所に位置しており、申請地は自宅から南西に900mほどの所に位置した1筆、624㎡でございます。
買取事由発生人は、15歳の頃から年間280日程度、意欲的に耕作を続けておりましたが、2年ほど前に左膝変形関節症を患ってからは、徐々に容体が悪くなり、農業に従事することができなくなりました。
申請人の世帯では、申請地を含む5,548㎡の農地を耕作しており、買取事由発生人、その妻、子、子の妻の4人で、ツゲ等の植木、ネギ、ジャガイモ等の野菜を栽培しておりましたが、買取事由発生人が故障したことにより、農地を良好に管理する事が困難になったため、今回、一部の生産緑地について買取申出をすることとなりました。
以上の件につきまして、買取事由発生人が農業の主たる従事者であるか、ご審議の程お願いいたします。」
- 13) 議長は地区担当委員に意見を求めた。
- 14) 地区担当委員は、次のように述べた。
「事務局職員及びみどり課職員と申請者の自宅に訪問し、お話を伺ったところ、申請者が左膝を故障し、農業の継続が困難になったため、経営規模を縮小したいとのことでした。
申請地を確認したところ、きれいに植木や野菜を栽培しておりました。
ご審議の程よろしく願いいたします。」
- 15) 議長は第3号議案No.3について諮ったところ、全員異議なく認定した。

(5) 第4号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 1) 議長は、第4号議案No.1及びNo.2を一括上程し、事務局に説明を求めた。
- 2) 事務局は、調査の内容を次のように説明した。
「No.1とNo.2は関連がありますので、まとめてご説明いたします。
No.1は赤山の男性、No.2は赤芝新田の男性から、足立区の男性への利用権設定ということで、川口市より農用地利用集積計画案の審議の依頼がございました。
申請地は、赤山歴史自然公園から北東に400mほどの所に位置する市街化調整区域内の農地で、5筆、計1,572㎡でございます。
所有者は、農地の管理が大変であるということで、農地利用最適化推進委員に相談のうえ川口市農地バンクに登録し、貸す相手を探していたところ、新規就農するための農地を探していた借受人と期間5年の賃貸借を行うことで合意に至り、今回申請に至ったものでございます。
それでは本件について、事務局で調査した内容をご説明申し上げます。
まず、借受人の農業に関わる経歴でございますが、草加市で兄の妻の実家が農業を営んでおり、そこで4年間に渡り、コマツナを中心にナス、ニンジン、ブロッコリー等、野菜全般の栽培ノウハウを学び、収穫した野菜は、恵比寿ガーデンプレイスで開催される恵比寿マルシェや近隣の商店街での販売実績がございます。
世帯の農業従事状況といたしましては、借受人とその妻の2人で、年間で延べ400日程度従事しており、利用権設定後も同様の日数を見込んでおります。
耕作状況は、新規就農であり現在農地を所有しておりませんが、兄の妻の実家の農家を手伝っており、約3,000㎡の農地管理の実績がございます。
利用権設定後は申請地を整地し、1年目5,940kg、2年目9,900kg、3年目13,860kg程度、コマツナ、ホウレンソウ、レタス等の野菜を栽培し、恵比寿マルシェや近隣の商店街に出荷

していく予定とのことでございます。

また、申請地に利用権設定の妨げとなる権利者等は存在しませんでした。

以上、従事状況や耕作状況の調査結果から、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の設定要件を満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。」

3) 議長は地区担当委員に意見を求めた。

4) 地区担当委員は、次のように述べた。

「申請地の所有者はご高齢で、どちらも息子さんが経営をされており、現在耕作しているところで手一杯という状況とのことでございます。

また、申請地は、元は植木畑だったらしく、樹木が伐採され、切り株があるような休耕状態でございます。

次に、借受人は、農業に意欲を感じ取れるかたで、現在もご夫婦で農業の見習い中であり、今の親戚筋の畑では、今後の相続等の関係で不安を感じ、農地を探していたとのことです。

本件は、農地の有効利用に貢献できるものと考えますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。」

茅野委員 「新規就農者ですので、意欲的なかただと思います。

本件の農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号による、市町村の定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するもの、に該当するものでしょうか。」

事務局 「本件は、市より審議の依頼があったものであり、市において、農業委員会への審議依頼前に、本件計画案が、当該構想に適合することを確認しております。」

5) 議長は第4号議案について諮ったところ、全員異議なく決定した。

10 連絡事項

- ・川口の農業だよりの配布について
- ・令和3年度農業委員会会議の日程について

11 閉会

午前10時40分、議長は上程した議案がすべて終了した旨を告げ、第9回川口市農業委員会会議を閉じた。

前記のとおり相違のないことを証するため署名押印する。

令和3年2月24日

議 長

ⓐ

署名委員

ⓐ

署名委員

ⓐ